

相談支援事業所と居宅介護事業所の連携について
の実態把握ワーキング

第1回ワーキング

日時：令和2年9月28日（月）10～12時

場所：総合福祉センター 201・202号室

参加者：委員11名 事務局4名

小テーマ：「相談支援事業所と居宅介護事業所の相互連携に向けて」

内容：①今年度のワーキング目的について共有する。

②コロナウイルス状況下でのサービス提供状況について情報共有する。

③相談支援事業所と居宅介護事業所の相互連携の現状を共有し、意見交換を行う。

主な意見

- ・ヘルパーが陽性と分かり、欠員を補うため、急遽支援に入ることとなった。
- ・自粛によって利用者が運動不足になり、骨折や脳梗塞などの健康面の問題が出た。
- ・家族から勤務を反対されたヘルパーや、不安によりパニックになったヘルパーは休ませた。
社員がヘルパーの不安を受け止めてモチベーションを保っている。
- ・ヘルパーだけでなく利用者自身も、人混みや都心への外出を避ける行動が求められた。
- ・サービス利用時間数の減少に伴いヘルパーの稼働を減らしたが、再開後に利用者の需要が戻っても人手不足でサービスを提供できない問題に陥っている。
- ・介護職員初任者研修においては、感染予防のため実習が中止となり、受講生はサービス実施場面を見られなかった。
- ・コロナウイルス情報が過剰になり不安が増したことで、精神面でのフォローが必要になった方が増えた。また、電話相談やオンライン通話での相談が増えた。
- ・オンライン会議は、移動せずに交流でき、情報共有も図ることができるので、カンファレンスだけでなく、研修やグループワークを行うことができる。
- ・LINEは、若者がつぶやき（書き込み）しやすく、利用しやすい。ヘルパー同士の情報共有や相談に利用できる新たなツールになると思う。
- ・利用者が事業所に訪問してモニタリングを行う場合があるが、利用者宅へ訪問し、居宅支援の状況を踏まえたモニタリングをしてほしい。
- ・介護保険制度ではケアマネジャーが定期的にサービス担当者会議を開く必要があり、医療を含めた各サービス提供事業所と利用者が定期的に顔を合わせている。不参加の事業所は文面で情報共有を行っている。その一方で、会議が形骸化している場合もある。障害福祉サービスでは、必要に応じて話し合いの場を持っているため、円滑な支援に入ることができる。
- ・カンファレンスを実施しないで事業所だけで連携をとると、家族はすべてを事業所に任せて、利用者の本当のニーズが見えなくなる。

これまでの到達点

- 緊急事態宣言発令および、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ワーキングの開催が例年より遅くなった。また、2 回目の開催を予定していたが、委員がサービス管理責任者などの立場のため、緊急対応に入らねばならず、当日出席者が少ないことから開催を見合わせ、今年度は1 度のみの開催であった。
- 委員の方々からコロナ禍でのサービス提供状況について報告してもらい、この混乱の中で利用者、事業所それぞれの立場で生じた課題や新たな展開を共有することができた。
- 事業所の相互連携についての意見交換では、オンラインを活用し、気楽に交流できる場づくりや、研修やグループワークにも活用できるのではないかと意見があがった。
- 障害福祉サービスと介護保険制度におけるサービス担当者会議の開催頻度の違いや、居宅介護事業所と利用者側からの希望や期待について意見を聴くことができた。

今後の展望

- 新型コロナウイルスの影響により 1 度しかワーキングを開催できなかったことから、本ワーキングは来年度も継続して実施していく。
- 居宅介護支援事業所と相談支援事業所の顔が見える関係性づくりの方法について検討する。
- 人材育成、確保のためにも研修やカリキュラムの機会を充実して、障害理解へ繋げる方法を目指す。
- 当事者が充実したサービスを使える地域生活にするために、今後オンライン等を用いた新たな連携方法等について議論していく。